

静岡産業大学特別聴講学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第47条（特別聴講学生）第2項の規定に基づき、特別聴講学生に関し、必要な事項を定める。

(聴講資格)

第2条 特別聴講学生として本学の授業科目を履修できる者は、本学と単位互換もしくは履修に関する協定を締結した大学または短期大学（以下「他大学」という。）の学長または学部長が推薦する学生とする。

(聴講期間)

第3条 聴講の期間は、学年または学期の始めから1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、その期間を延長することができる。

(聴講手続)

第4条 特別聴講学生を志願する者は、所定の書類を添え、当該学部長を経由して、学長に願い出なければならない。

(聴講許可)

第5条 前条の願い出があったときは、当該学部教授会の選考を経て、当該学部長が聴講を許可する。

(聴講料)

第6条 特別聴講学生にかかる聴講料は、徴収しないものとする。

(証明書の交付)

第7条 聴講を修了し、かつ、当該科目の試験に合格した場合は、その科目の単位修得証明書を交付する。

(事務の所管)

第8条 特別聴講学生にかかる事務は、大学事務局学務課において行う。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。